

今後の新型コロナウイルスワクチン接種について（その4）（令和5年3月7日事務連絡）

3/7の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で今後の接種に係る法令改正の諮問手続を実施し、了承されたため、その内容等をお知らせ。

1. 今後の新型コロナウイルスワクチン接種について

（1）接種の法的位置づけについて

- 2023年度の**1年間**は**現行の特例臨時接種**の実施期間を延長する。
- 2024年度以降に接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討することが適当。

（2）2023年度の追加接種スケジュールについて

- 追加接種可能な**全ての年齢の者**を対象として**秋から冬（9～12月）に1回**、**重症化リスクが高い者等**には、**春から夏（5～8月）に前倒してさらに1回接種**を行う。

（3）2023年春夏の追加接種について

①接種対象者

- **65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者**に接種を行うとともに、**重症化リスクが高い方が集まる場所でサービス提供する医療機関、高齢者・障害者施設等の従事者**にも接種機会を提供する。

②使用するワクチン

- **オミクロン株対応2価ワクチン**の使用を基本としつつ、**組換えタンパクワクチン**等も使用可能とする。

（4）2023年秋冬の追加接種について

①接種対象者

- **追加接種可能な全ての年齢の者**を対象とする。

②使用するワクチン

- 2023年度の早期に結論を得るよう、今後検討を進める。

（5）公的関与規定の適用について

- 令和4年秋開始接種の後に**行う追加接種**については、**65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外の者**については、**予防接種法第8条（接種勧奨）及び第9条（努力義務）の規定の適用を除外**することとしてはどうか。

（6）その他

- 2023年度の1年間は、**引き続き初回接種を実施**する。
- 従来ワクチンによる**第一期追加接種（3回目接種）及び第二期追加接種（4回目接種）は3月31日をもって終了**する。
- **5～11歳用オミクロン対応2価ワクチン（BA4-5）を令和4年秋開始接種の使用ワクチンに位置づけ**、3月8日から接種を開始する。

2. 接種実施に当たっての留意事項について

- 2023年度は、個別医療機関中心の体制への移行を進めることが適当。ただし、各ワクチンについて各都道府県少なくとも1か所の接種会場を設けること。
- 接種券の配布方法については、4回目接種の際と同様、各市町村において柔軟に検討して差し支えない。
- 2023年度の国庫補助の在り方については現在検討中。今後お示しする内容を踏まえて、予算を含め必要な措置をお願いしたい。